

松本市議会ステップアップ市民会議

市議会の仕組み・活動

開かれた議会を目指して



平成23年9月1日（木）

市議会の仕組み

- ・ 活動について

議会とは

○日本国憲法では

県や市の議事機関として「議会」を必ず設置

議事機関（議決機関）＝市議会（合議制）

・行政運営の基本的事項を審議・決定

（合議制 複数の構成員で決定する制度）

[参 考]

執行機関＝市長（独任制）、教育委員会等

・行政を執行する権限をもつ

市議会の役割

1 議案について議論

松本市の方針として決定（議決）

[議案]

○市の事務事業の根拠となる条例

○事務事業に必要な予算 など

2 市民の意見・要望を市の事務事業に反映

3 議決した議案の執行状況をチェック

4 議会として条例や意見書等の議案を提出

市議会と市長

- 1 市の事務事業は
市議会の議決に基づいて
市長が責任をもって執行
- 2 市議会と市長は
お互いに意見を出し合い
相互のけん制作用による調和を図り
民主的で公正な行政運営を心がけ
ともに市勢発展のために活動

市議会の権限

- 議決権** ・ ・ 条例や予算等の議案を議決すること
- 調査権** ・ ・ 市の事務事業の内容や執行状況を調査すること
- 選挙権** ・ ・ 議長・副議長のほか、選挙管理委員会委員などを選挙すること
- 同意権** ・ ・ 副市長、教育委員会委員、監査委員などを市長が選任することに同意すること
- 議案提出権** ・ ・ 議員、委員会が条例や意見書等の議案を提出すること

市議会の仕組み

議員

議員の任期

4年

現在の任期

平成23年5月1日から

平成27年4月30日まで

議員定数

31人（男性24人、女性7人）

平成22年7月第3回臨時会で

議員定数条例を改正

議長・副議長

議長・副議長

任期は2年（申し合わせ）

5月の臨時会で選挙（隔年）

議長

議会を代表

議場の秩序を保ち、議事を整理

副議長

議長の不在時・欠員時に

議長の代わりを務めます

会 派

議会内で結成される同志的なグループ
自分達の考えを効果的に市政に反映
松本市議会は議員3人以上で構成
会派の所属議員数によって委員会委員や
質問時間を配分

[会派別議員数]

○翠政会	8人	○新風会	7人
○政友会	6人	○改 革	3人
○公明党	3人		

[無所属議員] 4人

定例会と臨時会

定例会

定例的に招集される会議

(2月、6月、9月、12月、年4回)

臨時会

必要により特定の議案を審議するために

招集される会議

本会議と委員会

本会議 **全議員で構成する議会の会議**
(議長が議事運営)
議案を審議し、議会として意思決定
市政一般に対する質問

委員会 **議会の内部組織として本会議の**
予備的審査・調査機関
(委員長が議事運営)
本会議の議決前に複数のグループに
別れて議案を専門的に審査
(常任委員会、特別委員会)

議案審議狀況（平成22年1月～平成22年12月）

条 例	1 2 4 件
予 算	5 9 件
契約・市道認定等	6 5 件
意見書・決議	1 1 件
合計	2 5 9 件

議会開会状況（平成22年1月～平成22年12月）

回	会別	開会日	閉会日	会期日数
1	臨時会	H22.1.26	同 左	1日
2	定例会	H22.2.22	H22.3.18	25日
3	臨時会	H22.5.14	同 左	1日
4	定例会	H22.6.7	H22.6.23	17日
5	臨時会	H22.7.20	同 左	1日
6	定例会	H22.9.6	H22.9.24	19日
7	臨時会	H22.10.25	同 左	1日
8	定例会	H22.11.29	H22.12.15	17日
計				82日

委員会の構成

○常任委員会	総務	8人
	教育民生	8人
	経済環境	8人
	建設	7人
○議会運営委員会		10人
○決算特別委員会		10人

委員会・協議会の開催状況

(平成22年1月～平成22年12月)

○常任委員会	総務	29日
	教育民生	33日
	経済環境	30日
	建設	29日
○議会運営委員会		37日
○特別委員会	決算	4日
	広域都市ビジョン	5日
	産業振興・行財政改革	11日
	交通・環境問題	9日

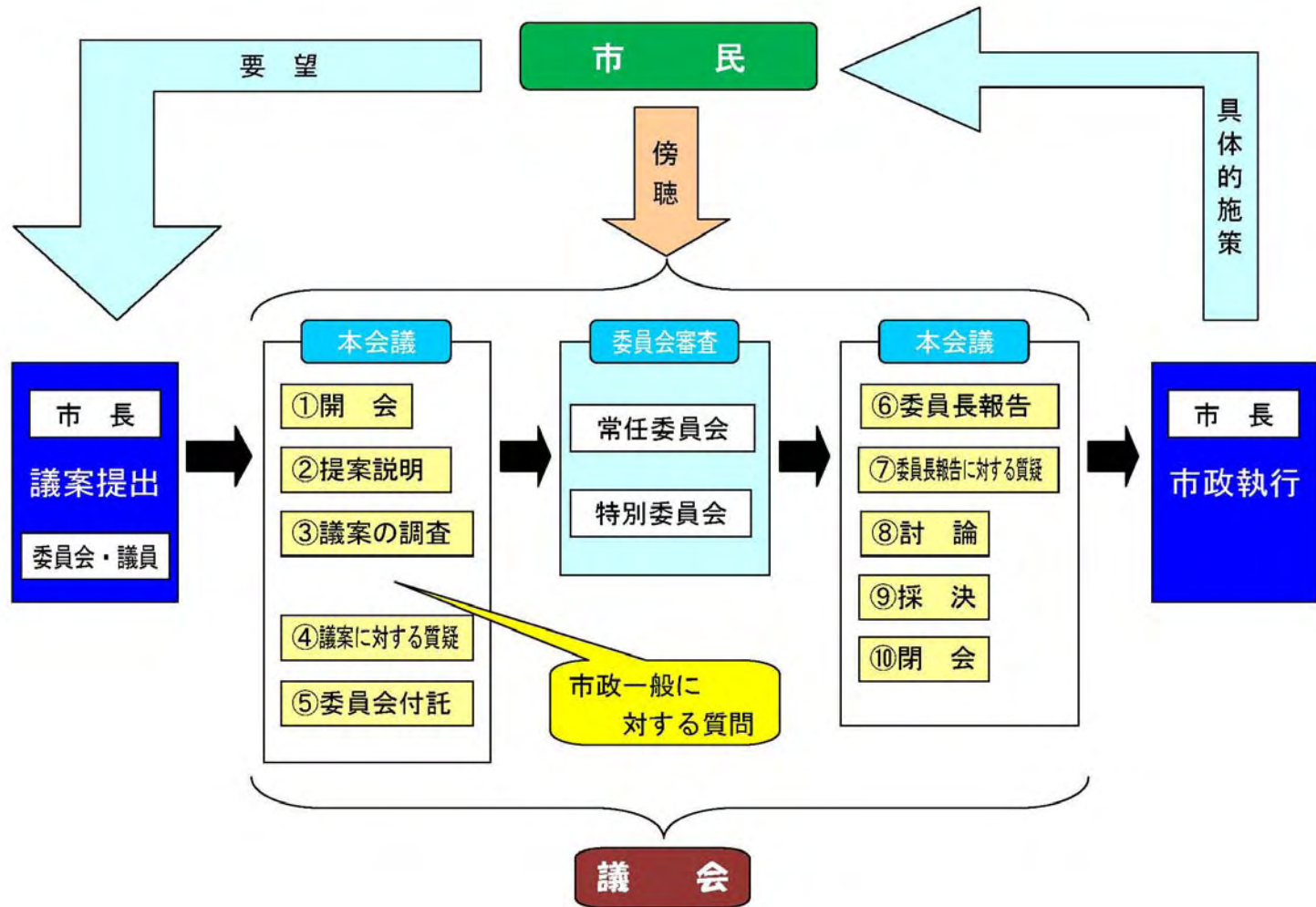
[参考](委員会以外の会議)

- 議員協議会 6日
- 議会だより編集委員会 8日
- 議会基本条例施策推進組織(政策・広報・交流・進行管理部会) 49日

定例会のながれ

- 1 定例会初日 議案の提案説明（市長）
- 2 議案の調査
- 3 市政一般に対する質問
- 4 委員会審査 議案を専門的に審査
- 5 定例会最終日 各委員長が審査経過・結果を報告
質疑、討論、採決

議会のながれ（フロー）



市議会の傍聴

本会議・委員会

1 自由公開（自由に傍聴いただけます）

2 当日受付

3 傍聴席

 本会議 48席

 各委員会 10席（先着順）

4 議会子ども控室（お気軽にご利用ください）

請願・陳情の手続き

- 1 市政に対する要望等を文書で議会に提出いただけます
- 2 議員の紹介
請願 = 必要 陳情 = 不要
- 3 審査等
請願 委員会審査後、本会議で決定
陳情 委員会審査
- 4 決定後の手続き
国・県に意見書を提出 等

請願・陳情の審査件数（平成22年1月～平成22年12月）

区分	2月	6月	9月	12月	計
請願	2件	7件	4件	5件	18件
陳情	6件	1件	2件	7件	16件

[審査結果]（採択、願意妥当としたもの）

請願 9件（内審査結果に基づき意見書を提出 9件）

陳情 1件（ " 1件）

[参考]（平成23年の請願・陳情審査件数）

2月定例会 請願 2件 陳情 1件

6月定例会 請願 4件 陳情 1件

請願・陳情の提出方法

1 表紙

件名、紹介議員を署名
(陳情は紹介議員不要)

2 本文

提出年月日、住所、氏名、
署名または記名・押印、
趣旨等を記載 (用紙A4判)

3 趣旨

簡明に記載 (略図などを添付)

4 提出

いつでも提出いただけます

